

平成23年度第12回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成24年3月21日（水）

会 場 アスパル富合 研修室

開会時間 午前10時00分

終了時間 午前11時00分

○出席委員（7名）

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博

○欠席委員 野 口 ミナ子

事務局

それでは、ただ今から平成 23 年度第 12 回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1 枚紙で「平成 23 年度第 12 回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成 23 年度第 12 回富合町合併特例区協議会」の冊子の 2 点を配付しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆さんおはようございます。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指定につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、村崎委員と改原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は野口委員より欠席との連絡がございました。なお、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより「次第 3 議事」に入ります。

協議第 1 号、「富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程の一部改正について」、事務局からの説明を求めます。

事務局

協議第 1 号、「富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程の一部改正について」でございます。この一部改正につきましては、1 月の定例会以降、組織表をお見せいたしまして、ご説明しております。冊子資料は 1 ページから 5 ページまでになります。3 ページの新旧対照表をご覧ください。

この改正につきましては、富合総合支所が南区役所に変わりますことから行っております。まず第 2 条ですが、保健福祉班の事務が二つの課に跨りますので、福祉班と保健班に変更しております。第 2 条第 1 項第 2 号では保健福祉班の事務としておりましたところを、改正案ではそれぞれ福祉班と保健班に分けて記載しております。

第 4 号のまちづくり班になりますが、現行では区長会活動事業に関することと記載が

ありましたが、合併特例区の事業ではございませんでしたので削除しております。また、産業振興班のふるさと祭りに関することにつきましては、まちづくり班の事務としております。産業振興班でございますが、今のようなことでふるさと祭り事業を削除しております。新幹線推進班でございますが、平成22年度で事業が終了しておりますので、アからオまでの各号を整理して記載しております。

次に第3条第3項のところですが、まちづくり班に副班長を置くことができるとしております。今年度まで富合まちづくり交流室長がまちづくり班長をしており、実際の事務につきましても班長の下に行っております。平成24年度から組織が変わり、南区まちづくり推進課長をまちづくり班長としておりますが、特例区の事業については引き続き富合まちづくり交流室主体に行ってもらうようにしております。そのため、富合まちづくり交流室長を副班長として置きたいとし、第3条第3項を追加しております。

第4条につきましては、第3条第3項の追加に伴い、同様の改正を行っております。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第1号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

松永 隆 委員

副班長設置のことについて、もう少し詳しく説明してください。

事務局

はい。南区役所になりますと、新たにまちづくり推進課が設置されます。富合まちづくり交流室は、その下位の組織として位置づけられます。合併特例区の組織としましては、まちづくり推進課及び富合まちづくり交流室をまちづくり班としており、まちづくり推進課長がまちづくり班長となります。ただ皆さんご承知の通り、富合まちづくり交流室で主体的に事業を行っています。責任を持って事業を進めていただくという意味合いで、副班長を設けました。

松永 隆 委員

わかりました。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。ご質疑がなければ、「富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり同意ということよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

協議第 1 号につきましては、原案のとおり同意いたしました。それでは、次の協議に進みます。

協議第 2 号、「合併特例区協議会への南区長の出席について」、事務局からの説明を求めます。

事務局

協議第 2 号、「合併特例区協議会への南区長の出席について」、ご説明させていただきます。今、組織のことで同意をいただきましたが、南区長は合併特例区事務局の中には入っておりません。くつき信哉先生についても、合併特例区規約第 10 条第 5 項「会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。」に基づき、毎回出席要請をし、ご出席いただいているところです。南区長につきましても、そのようなかたちで特例区協議会に出席させていただければと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、協議第 2 号につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

ご質疑がなければ、「合併特例区協議会への南区長の出席について」は、原案のとおり同意ということによろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

協議第 2 号につきましては、原案のとおり同意いたしました。それでは、次の協議に進みます。

協議第 3 号、「富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領の一部改正について」、事務局からの説明を求めます。

事務局

まちづくり班でございます。協議第 3 号、「富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領の一部改正について」、ご説明いたします。資料は 9 ページをご覧ください。

さい。4月からの南区役所設置に伴い、公用使用の増加が見込まれることから改正を行うものです。また公用使用許可申請期間の終期につきましても、あわせて改正を行っております。

詳細につきましては、10ページをご覧ください。朱書きのところが、変更点でございます。従前は、使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用期日の7日前までとしておりましたが、使用しようとする時までと変更いたしております。それに加えて、新たに公用使用を加えております。申請者区分は熊本市南区役所各課及び富合町合併特例区各班とし、申請の期間につきましては、使用期日の属する月の12箇月前の初日から使用しようとする時までとしました。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第3号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

松永 隆 委員

改正される理由を詳しく教えてください。

事務局

はい。保健福祉センターの業務を南区役所で行いますので、例えば健診業務や保健福祉関係の講演会など、日常的に雁回館を使用する機会がとて増えます。そのような業務を年間計画する必要があり、1箇月前からの申請では間に合いませんので、今回の改正をお願いしております。

松永 隆 委員

特例区期間は、富合町の方が各施設を利用しやすいようになっていたのにも関わらず、だんだん利用できなくなっているとの話を聞きます。確かに政令市に移行することで、公用使用が増えるということは理解できます。ただ以前から職員の方たちがやり易いように変更して、決めていっているのではないかと感じる部分があり、腹立たしい気持ちがありました。その点、ご承知おきください。今回の件は公用使用ということですから、仕方ないと思います。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。ご質疑がなければ、「富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領の一部改正について」は、原案のとおり同意ということによろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは協議第 3 号につきましては、原案のとおり同意いたしました。それでは次の協議に進みます。

協議第 4 号、「富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱の制定について」、事務局からの説明を求めます

事務局

協議第 4 号、「富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱の制定について」、ご説明差し上げます。資料は 13 ページになります。

従前は、「富合町社会体育施設等使用料減免要領」、並びに「富合町社会体育施設等使用料減免に関する内規」で運用を行っておりましたが、今回、「富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱」というかたちで一つにまとめました。また南区役所設置に伴い使用料の改正を行うため、要綱及び内規を廃止し、新たな要綱を制定する理由としております。

主な改正点につきましては、15 ページになりますが、第 4 条「減免の対象」のところになります。朱書きの点につきまして、熊本市富合公民館が主催する事業に使用する場合。それと従前は富合総合支所となっておりますが、そこを熊本市南区役所各課（かい）と改正しております。それと富合小中一貫教育事業に使用する場合も減免の対象としておりましたが、条文に記載がございませんので新たに明記することとしました。それと体育協会に関しましては、熊本市富合町体育協会が正式名称となりますので熊本市を追加しております。社会福祉協議会につきましても、4 月 1 日から熊本市社会福祉協議会地域福祉推進課南区事務所となりますので変更しております。さらに、第 4 条第 3 号で「使用料の減免の割合は、10 割とする。」と明記しました。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 4 号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

ご質疑がなければ、「富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱の制定について」は、原案のとおり同意ということよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは協議第4号につきましては、原案のとおり同意いたしました。

次に、報告第1号、「嘱託員会議の開催月について」、事務局からの報告をお願いします。

事務局

まちづくり班でございます。富合地域の熊本市嘱託員会議につきましては、平成20年10月から毎月開催して参りましたが、平成24年度からは原則隔月に開催をすることと致しました。ただし、年度初めと年度末につきましては、行政からの諸連絡や提出書類等もございますので、4月については開催することとしています。基本的には、4月及び奇数月としております。同じく南区になります城南地域につきましても、隔月で行われております。そのようなところで、嘱託員会議でお示ししましたところ異論がございませんでしたので、隔月での開催とさせていただきます。よろしく願いいたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「報告第1号」につきまして、ご質問等はありませんか。

松永 隆 委員

お尋ねですが、嘱託員さんから隔月開催で十分対応できるとか、できないなどの意見はありましたか。業務によっては、臨時開催などもあるのですか。

事務局

場合によっては、臨時召集も想定しております。隔月開催について、嘱託員の方々からは別段意見はございませんでした。

田中 榮信 議長

他にありませんか。ご意見なければ、次に進みます。

次に報告第2号、「食の自立支援事業について」、事務局からの報告をお願いします。

事務局

保健福祉班です。食の自立支援事業につきまして、来年度より若干変更がございますのでご報告いたします。資料につきましては、25ページになります。

変更点について、まず委託先ですが、今までは熊本市社会福祉協議会でしたが配達員が確保できないということで、平成24年度からは熊本市シルバー人材センターに委託するように予定しております。調理については、これまでどおり福寿会（ゆーとぴあ）へ

再委託される予定になっております。

それから委託料ですが、これは熊本市の負担になりますが1食あたり300円となっており、変更はございません。

利用料について、平成23年度が普通食400円、特別食が500円でした。平成24年度は普通食500円、特別食が600円に変更する予定です。

なお、利用者数ですが、平成24年3月1日現在で17名です。月間利用食数は約600食になっております。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「報告第2号」につきまして、ご質問等はありませんか。

松永 隆 委員

一食あたり利用者の負担が500円、600円ということですので、800円、900円の弁当ということですね。その弁当の検食されたことはありますか。

事務局

やっております。

松永 隆 委員

安全性はもちろんですが、栄養が偏ったりしないよう、今後も検食など行っていただきたいと思います。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次に進みます。

次に報告第3号、「今後の行事予定について」、事務局からの報告をお願いします。

事務局

それでは「今後の行事予定」について、事務局からご報告させていただきます。資料は26ページになります。まず本日が、市議会の最終日となっております。22日（木）は、9時30分から富合小学校の卒業式となっております。23日（金）、10時30分から定例農業委員会総会が開催されます。25日（日）に、熊本県知事選挙。4月になりました。1日（日）10時から崇城大学市民ホールで政令指定都市移行記念式典が行われます。2日（月）8時から、南区役所でも区役所開所式が行われます。11日（水）午後1時30分から嘱託員会議が開催されます。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、「報告第3号」につきまして、ご質問等ありませんか。他にご質問がなければ、次へ進みます。

では、その他ということ、まず、次回協議会の開催日時について、確認をしたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局

今回は4月11日(水)の午後3時からの開催をお願いしたいと考えています。

田中 榮信 議長

ただ今、事務局から4月11日(水)午後3時から開催をお願いしたいとの提案がありました。皆さんいかがでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、次回協議会は4月11日(水)と決定し、開会時間は午後3時からということにしたいと思います。よろしくお願いします。

他に何かありませんか。

松永 隆 委員

自治会への移行についてですが、先日から区の総会に事務局から来ていただき説明してもらったのですが、わかりにくいという話を聞きます。また地区の区長さん達も理解されていない方がおられるのが現状のようです。

特例区終了後、各行事を行っていく場合の負担がどうなるのかを詳しく説明してもらいたいと思います。また区長さんのなり手が少なくなっていることも懸念しています。

残り1年半という決められた期間でスムーズに事を進めていくには、行政の力が必要なことも多々あると思います。情報提供はもちろんのこと、もう一歩踏み込んだところでの協力をお願いしたいと思います。

米原 靖雄 委員

松永委員からもお話がありましたが、現在、区の総会が行われております。今後、自治協議会を立ち上げた際の事務局を何処にするのか。コミセンの用地や予算などについて、あまり話題にあがっておりません。そのあたりのことについて、どう考えているの

かお尋ねします。

事務局

コミセンの建設につきましては、自治協が立ち上げられた後に要望書等を提出していただくことになるかと思えます。すべての校区にコミセンがある訳ではございませんので、そのような自治協については色々工夫されて行われていると思えます。

また自治協の会議であれば、予約は必要ですが富合公民館の会議室を無料で利用していただくことは可能かと思えます。ただ、公的な施設の中に事務局を構えるのは難しいと思えます。

米原 靖雄 委員

特例区長はどうお考えですか。

村崎 秀 合併特例区長

コミセンについては、用地や予算など協議していかなければならないことが残っております。早めに自治協を立ち上げていただき、要望書などで市に協力を要請していただきたいと思えます。

米原 靖雄 委員

ありがとうございます。早い時期に校区自治協議会の立ち上げができる目処になっておりますので、要望書などを提出していきたいと思えます。ご協力をよろしく願います。

田中 榮信 議長

他にございませんか。特になければ、これで議事を終了したいと思います。

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、「平成 23 年度第 12 回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 24 年 4 月 11 日

署名委員 村 崎 博 則

署名委員 改 原 明 博